

高齢者虐待の早期発見と通報

のぞみ医療株式会社
取締役/看護師
出口 貴大

研修項目の流れ

1

通報の実態

2

早期発見の努力義務

3

通報の流れ

研修項目の流れ

1

通報の実態

2

早期発見の努力義務

3

通報の流れ

講座終了時のゴール

講座終了時のゴール

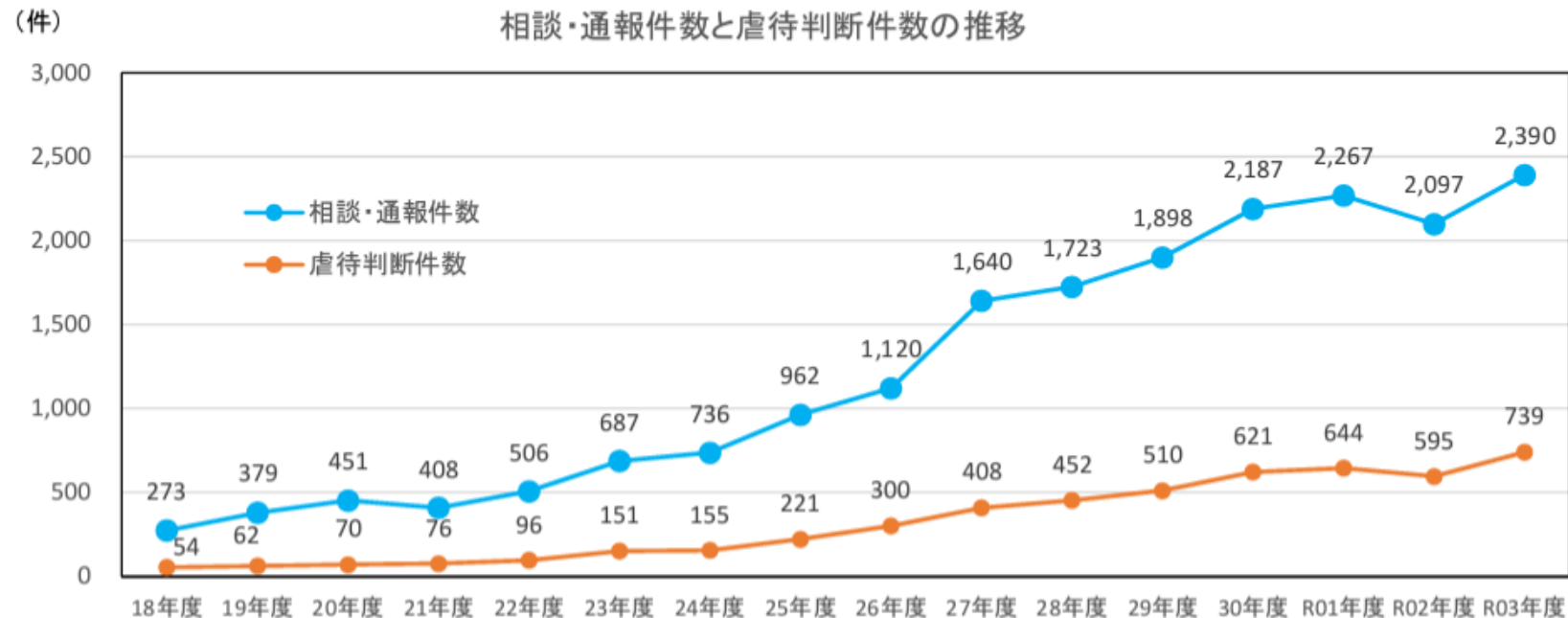
- 起きている高齢者虐待の特徴が分かる
- 早期発見のサインを理解し、普段の訪問で活かすことが出来る
- 虐待(疑いを含む)を発見した時に組織として正しく通報が出来る

高齢者虐待の件数はどう推移している？

●毎年、相談・通報の件数が増えている

だからこそ訪問看護での高齢者虐待の体制取り組みが強化されているんです。。。

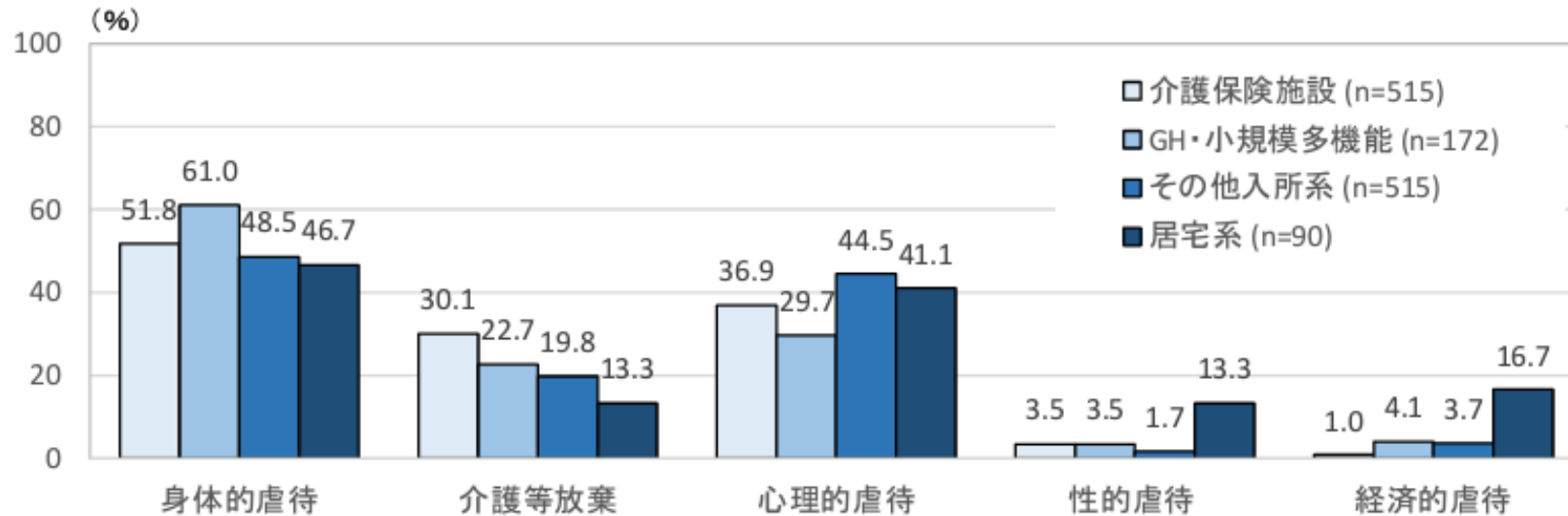
図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



在宅で最も多い高齢者虐待とは？

- 在宅では**1位:身体的虐待**、**2位:心理的虐待**であった
また性的虐待と経済的虐待の割合は他の施設と比べて数倍！

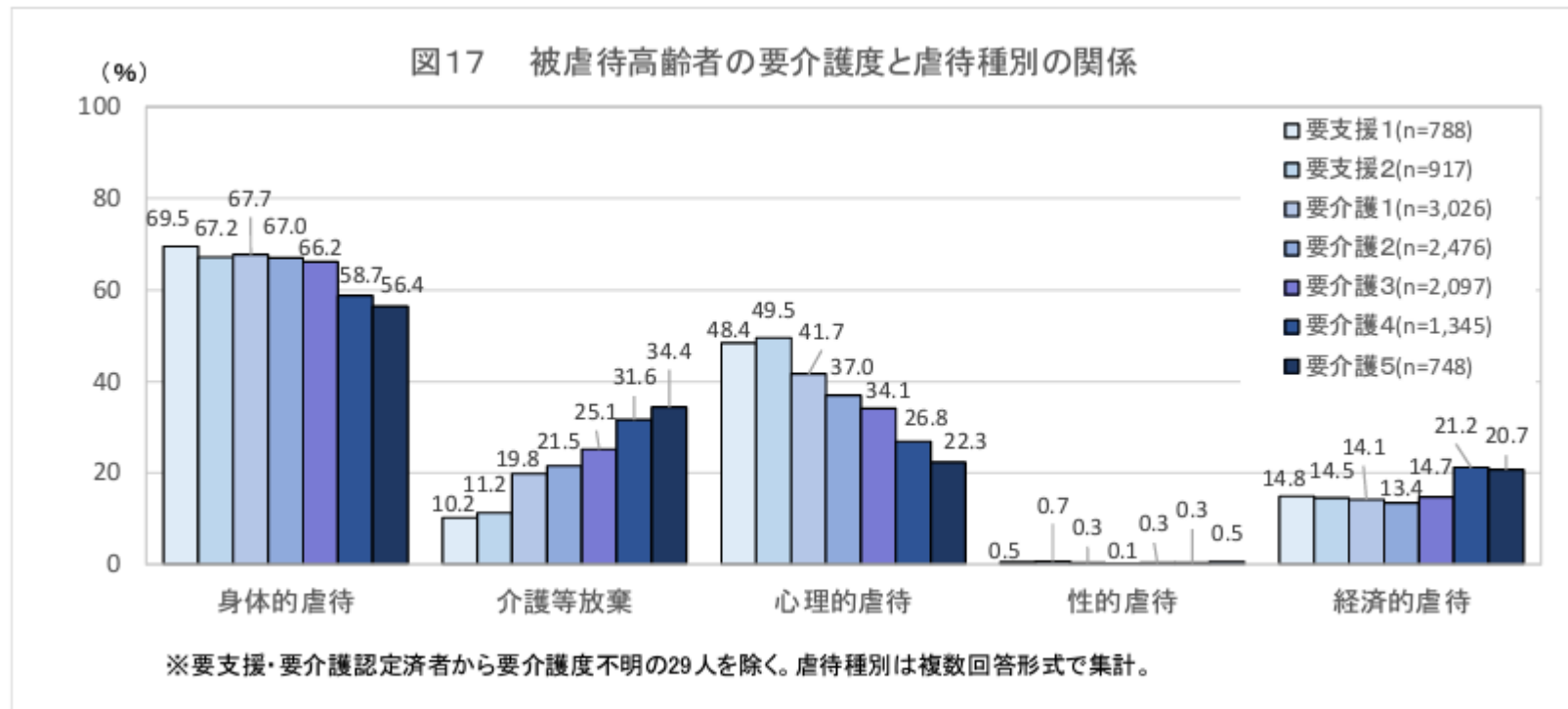
図9 施設等種別ごとの虐待種別の関係



※被虐待高齢者ごとに集計。「その他入所系」は有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。

要介護度と虐待との関係

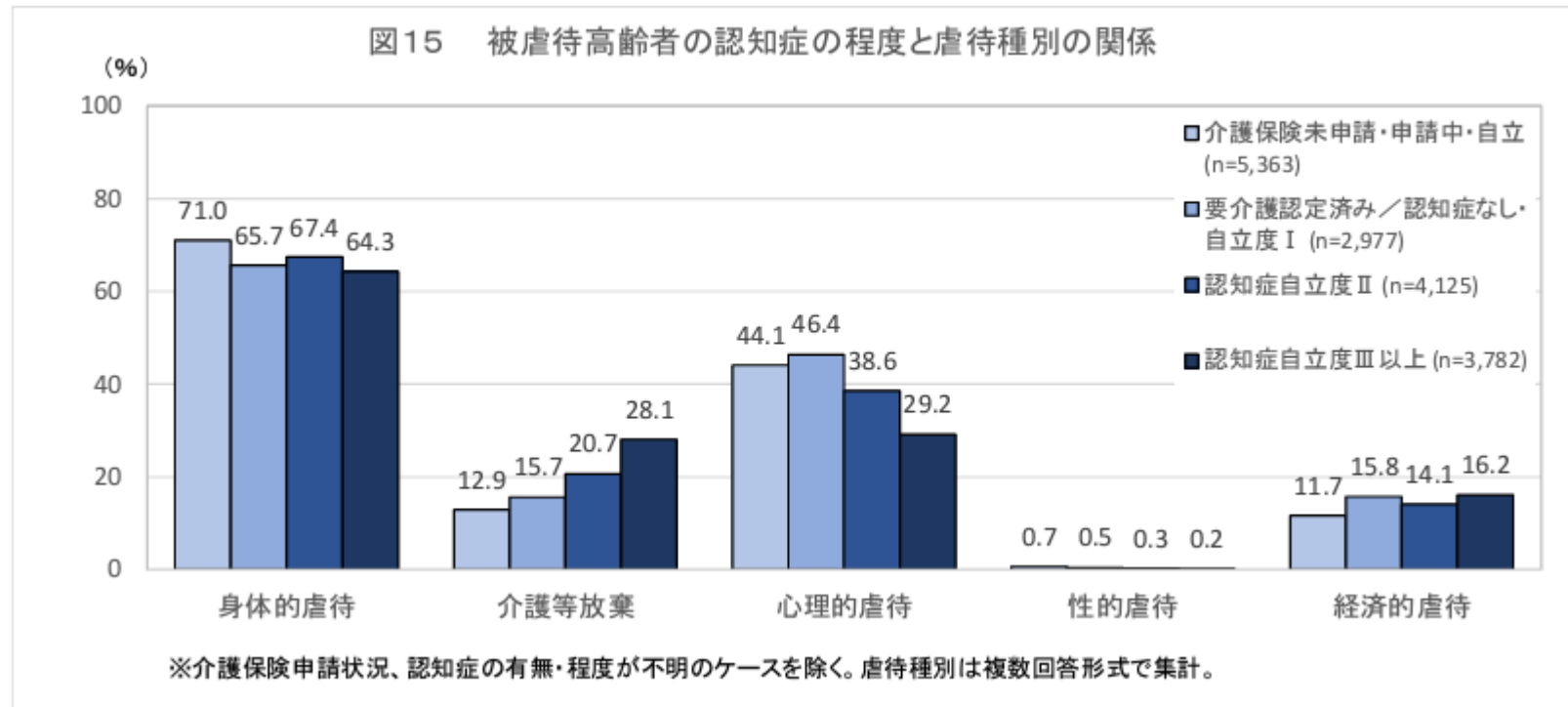
- 介護度の高低に関係なく、身体的虐待が50%以上である介護度が高くなるにつれ介護等放棄(ネグレクト)が増え一方、軽度になるにつれ心理的虐待が増える



認知症と虐待との関係

●認知症でも身体的虐待が一番多い

認知症が**重度になるにつれ介護等放棄(ネグレクト)**が起きやすく
一方、**軽度の方が心理的虐待が増える**という特徴がある



押さえておきたい認識のまとめ

押さえておこう！

- 年々、高齢者虐待の通報が増えている
- 在宅では1位:身体的虐待、2位:心理的虐待が高齢者虐待で多く
性的虐待や経済的虐待が他の施設と比べて多いのも特徴である
- 要介護度と認知症の重症度が高くなると
介護放棄(ネグレクト)が増え
重症度が下がると心理的虐待が増える傾向にある



研修項目の流れ

1

通報の実態

2

早期発見の努力義務

3

通報の流れ

早期発見の努力義務

私たち訪問看護師は高齢者虐待防止法第5条により
高齢者虐待の早期発見に努めることが求められています



養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び
養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に
職務上関係のある者は、**高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、
高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。**

参考元：「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第5条

訪問時にこういったサインはありませんか？

どんなサインが多いのか知っておき、
早期発見できるようにアンテナをはっておきましょう！



●虐待が疑われる主なサイン

- ・高齢者の身体に傷やあざがある
- ・家から怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物を投げる音などが聞こえる
- ・高齢者が家に帰りがらなかったり、長時間外にいたりする
- ・近隣とのつきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない
- ・ベッドに食べ残しがあったり、部屋が散らかっている
- ・光熱費や家賃の滞納が見られる
- ・適切な診療や介護サービスを受けていない様子が見られる

虐待を未然に防ぐ・早期発見するために

虐待に対して未然に防ぐ・早期発見できる取り組みがあります！

①事業所内での体制

- ・職員全体で高齢者虐待に関する知識や認識をしっかりと持っておく
虐待のサインを理解し、事業所内で相談、連携がとれる体制を作っておく

②関係機関の連携

- ・虐待が疑わしいと思った時は
ケアマネージャー、ヘルパー、施設責任者など関係者とともに情報共有し
本人と家族の様子をしっかりと把握しておきましょう

③家族の状況把握

- ・介護疲れや悩んでいる状況をそれとなく確認しましょう
家族にしか分からない悩みや相談できず悩んでいる事もあります

研修項目の流れ

1

通報の実態

2

早期発見の努力義務

3

通報の流れ

養介護施設の設置者、養介護事業者の責務 (1/2)

● 高齢者虐待防止法における訪問看護師の責務

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、
従事者に対する研修の実施のほか、
利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による
高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません（第20条）。



養介護施設従事者等に対しては、
養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、
速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、
通報が義務として定められています（第21条第1項）

養介護施設の設置者、養介護事業者の責務 (2/2)

● 高齢者虐待防止法における管理者・主任・上長の責務

養介護施設従事者等には**重い責任が課せられていることを意味します。**
養介護施設・事業者は、
職員に対し、**虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要です。**

経営者・管理者層にあっては、
虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、
職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は、
自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。



通報時の流れ

養介護施設従事者等による高齢者虐待

[市町村の責務]

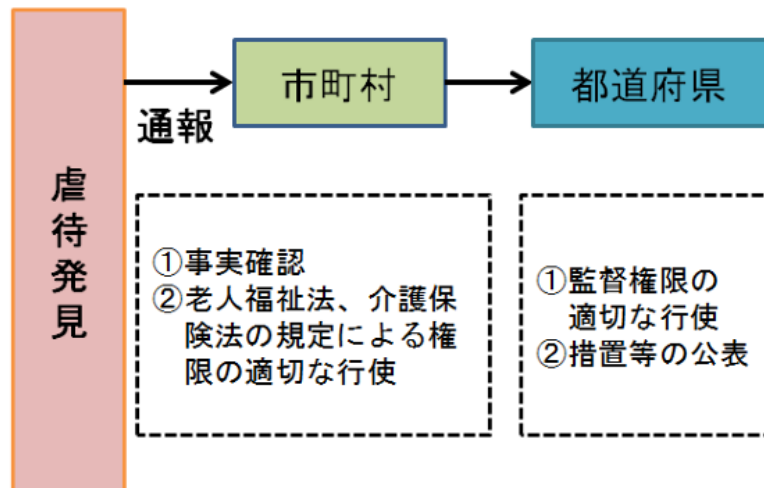
相談・通報受理、老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使

[都道府県の責務]

老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使、措置等の公表

[設置者等の責務]

当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施



●通報時の流れ

- ①職員が発見し高齢者虐待防止担当者(以降虐待防止担当者)に報告
- ②虐待防止担当者から管理者に報告
- ③ケアマネージャーに報告
- ④市区町村の高齢者虐待対応所管課へ相談・通報
- ⑤市区町村が虐待の可能性について協議し事実確認をおこなうために情報収集実施
情報をもとに、居宅を訪問し、関係する人物からの情報を集めます
- ⑥情報の整理や虐待有無・緊急性の判断、対応方針の決定がなされ、ケースごとの対応を実施

通報した内容や個人情報保護規定で守られる

- 職員間で通報の義務が出た場合
通報者に不利益が起きないように配慮する必要がある

法律には、虐待の早期発見・対応を図るために
「**通報等をしたことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けない**
(虚偽・過失による通報を除く)」という保護規定があります

また、通報や届出を受けた市区町村や地域包括支援センターの職員にも
守秘義務が課されているため
通報者に関する情報が漏えいすることはありません

調査拒否はできません

● 調査拒否や虚偽の答弁は罰則対象

高齢者の虐待に対応する養介護施設従事者などの協力者
市区町村の関係者が職務上知り得た情報を漏えいした場合
1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が課されます

虐待の事実確認のための立入調査を拒んだり
虚偽の発言をする・させる行為も30万円以下の罰金が
課されることとなっています



最後に

以下のことを説明できるよう状態になっておきましょう！

- 高齢者虐待の実態が理解できている
- 早期発見のサインが理解でき、現場で意識しながらケアを行うことができる
- 通報時の流れが説明できる
- 通報に関する法律や責務に対して説明ができる



ご清聴ありがとうございました！！

のぞみ医療株式会社
取締役/看護師
出口 貴大